



夏休み 特別企画

恒例の夏休み特別企画「**社会保険・労働関係〇×クイズ**」をお届けします。
お仕事の合間に、ぜひチャレンジしてみてください！



Q1. 子ども・子育て支援について

令和8年4月より事業主が負担する
「子ども・子育て拠出金」がはじまった。

Q2. 36 協定について

36 協定の締結をする際、労働者の過半数代表に
労働基準法上の管理監督者を選出してはならない。

Q3. 労災保険の遺族補償年金について

被災労働者（妻）が死亡した当時、夫は年齢が
55 歳以上または一定の障害の状態にある場合の
み、遺族補償年金の受給資格がある。

Q4. 随時改定について

基本給が増額したが、残業が少なくなり、残業手当が
減ったため、結果的に3ヶ月の平均報酬月額が2等級
以上下がった。この場合でも、社会保険の随時改定
（月額変更）の対象になる。

解答・解説

Q1:×

「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりました。

「子ども・子育て拠出金」とは別に公的医療保険の保険料に上乗せして令和8年4月分
保険料より労使で負担する「子ども・子育て支援金」の徴収が始まりました。

Q2:○

労働基準法第41条2項に定める管理監督者でないことが要件です。

ここでいう管理監督者とは、一般的には部長、工場長など、労働条件決定
その他労務管理について経営者と一体的な立場にある人を指し、労働時間・
休憩・休日の規程の適用を受けません。36 協定締結の労働者代表は、
労働時間・休日の規程の適用を受ける労働者の中から選出しましょう。



Q3:○

遺族補償年金は夫婦間での男女差が解消されます。

夫のみに課せられていた支給要件（妻の死亡時に55歳以上または一定の障害の状態に
ある者）が令和9年4月1日より撤廃されることになり、今後は配偶者については男女同
じ扱いになります。

Q4:×

随時改定（月額変更）の対象になりません。

基本給などの固定的賃金の増額・減額と、実際の平均報酬月額の増額・減額が一致しない
場合、平均報酬月額が2等級以上の差が出ても、随時改定の対象となりません。

●雇用保険の支給限度額変更（令和8年8月1日～）

以下の通り各給付の支給限度額が変更されましたのでお知らせします。



●育児休業給付金

支給率 67% : 323,811 円 ⇒ **332,454 円**

支給率 50% : 241,650 円 ⇒ **248,100 円**

●出生時育児休業給付金

302,223 円 ⇒ **310,290 円**

●出生後休業支援給付金

58,640 円 ⇒ **60,205 円**

●育児時短就業給付金

471,393 円 ⇒ **484,121 円**

●介護休業給付金

356,574 円 ⇒ **366,222 円**

●高年齢雇用継続給付金

386,922 円 ⇒ **397,369 円**

